

ふれあいサービス介護福祉士実務者研修校（通信課程）学則

第1章 総則

（事業者の名称・所在地）

第1条

本研修は、次の事業者が実施する。

名称 株式会社ふれあいサービスセンター

所在地 千葉県大網白里市柳橋736-13

（目的）

第2条

ふれあいサービス介護福祉士実務者研修校（通信課程）（以下、「本校」という。）は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に基づく介護福祉士試験の受験資格を得させるための研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能を授け、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

（名称）

第3条

研修の名称は、ふれあいサービス介護福祉士実務者研修（以下、「本研修」という。）と称する。

（位置）

第4条

本校は、次に置く。

木更津校 千葉県木更津市東中央1-1-13 マコーラ第1ビル8階

茂原校 千葉県茂原市千代田町1-4-6 ASOビル3階

第2章 研修期間、定員、対象地域及び在籍期間等

（研修期間、定員及び対象地域）

第5条

本研修の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間	学級数	1学級の定員	1学年の定員	対象地域
6月	6	20名	80名	千葉県

（開講期間）

第6条

本研修の入学時期は、2月・4月・6月・8月・10月・12月の1日とし、修了時期は、入学時期の6月後の末日とする。

(在籍期間)

第7条

在籍期間が2年目以降になる場合には、期間延長の手続きをとり、校長の許可を得なければならない。

(休業日)

第8条

休業日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日、日曜日（面接授業実施日を除く。）
- 二 国民の祝日に関する法律に定める休日（面接授業日を除く。）
- 三 年末年始（12月28日から1月4日まで）の期間

2、前項に定めるもののほか、学校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程及び授業方法

(教育課程及び授業時間数)

第9条

本校の教育は、通信制により行う。

2、本研修の教育課程及び授業時間（実時間）数は、別表のとおりとする。

(授業方法)

第10条

授業は、教材及び学習の手引きを配布し、質問応答、学習課題に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法により行う。

(印刷教材による授業)

第11条

受講生は、第9条第2項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたところによりレポートで提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

2、受講生は、教材の内容についてファックス又は電子メールにより質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

第12条

面接授業は、第9条第2項に定める授業科目及び時間数又は回数とする。

2、面接授業の開催時期等については、別に定めるところによる。

(科目の修了認定)

第13条

介護職員初任者研修、訪問介護員要請研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了している場合のほか、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目（介護福祉士実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。）の一部及び介護福祉士実務者研修の教育科目の一部を修得している場合並びに地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質、時間数が担保されているもの（厚生労働省

地方厚生（支）局に届け出て受理されたものに限る。）を修了している場合には、科目単位で本校で履修し修得したものとみなす（次項及び第3条において、「修了認定」という。）ことがある。

2、前項に定める研修等のうち、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了した者の前項の規定に基づく修了認定については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について（平成23年11月4日社援基局1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」の別添1のとおり取扱うものとする。

第4章 教職員組織

（教職員組織）

第14条

本校に次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 学校長
- 二 教務に関する主任者
- 三 介護過程Ⅲ担当教員
- 四 医療的ケア担当教員
- 五 事務職員

（教員会議）

第15条

本校に教員会議を置き、前条に掲げる者をもって組織する。

- 2、教員会議は、学校長が召集し、その議長になる。
- 3、教員会議は、次の事項について審議する。
 - 一 教育課程の編成に関する事項
 - 二 受講生の募集に関する事項
 - 三 受講生の修了に関する事項
 - 四 研修生の除籍に関する事項
 - 五 研修課程上必要な施設、設備に関する事項
 - 六 教員の選考に関する事項
 - 七 その他必要と認める事項

第5章 受講資格、受講許可、及び除籍等

（受講資格及び受講許可）

第16条

本研修を受講することができる者は、本研修受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに受講料を納付した者とする。

- 2、学校長は、前項の受講資格を満たす者に受講を許可する。

(休学及び復学)

第17条

受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由で休学しようとするときは、その事由を記載した書類を提出し許可を得なければならない。

2、前項の者が復学しようとするときは、その旨を学校長に届けることにより、その許可を受けなければならない。

(退学)

第18条

受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由で退学しようとするときは、その事由を記載した書類を提出し許可を得なければならない。

(除籍)

第19条

次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、学校長が除籍する。

- 一 納付すべき受講料を所定の期日までに納付しない者
- 二 面接授業をすべて無断欠席した者
- 三 死亡の届出があった者

第6章 学習の評価及び教育課程修了の認定

(学習の評価)

第20条

学校長は、第9条第2項の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、面接授業の出席及び演習評価より成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。

2、レポートの成績評価は、各100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

3、演習評価（介護過程Ⅲ）は、100点を満点とし、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。

4、演習評価（医療的ケア）は、A（9割以上）・B（7割以上～9割未満）・C（7割未満）の3段階で評価する。認定はB以上で評価基準を満たしたものとして、C判定の者は評価基準を満たすまで再評価を行う。

5、教育課程に定める面接授業の出席時間数が3分の2以上に満たない者については、当該科目の認定をすることができない。

6、レポートの成績評価が不合格の場合、又は面接授業が不合格になった科目については、指定する期限、方法によりレポートの再提出、又は面接授業の再履修を認めることができる。この場合においては、所定の手続きをとり、本校の許可を得なければならない。

7、受講後2年目以降も引き続き、前項に定めるレポートの再提出及び面接授業の再履修になる科目は、再履修科目として取り扱う。この場合においては、学校長の許可を得なければならない。

(修了)

第21条

本研修に6か月以上在籍し、所定の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、学校長が修了を認定する。

(修了証明書の授与)

第22条

前条の規定により修了が認定された者に対し、学校長は、修了証明書を授与する。

第7章 賞罰

(表彰)

第23条

成績、性行ともに優れ、他の模範となる者は、教員会議の議を経て、学校長が表彰することがある。

(懲戒)

第24条

本校の受講生としての本分に反する行為をした者は、教員会議の議を経て、学校長が懲戒する。

2、前項の懲戒は、除籍及び訓告とする。

3、前項の除籍は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがない者
- 二 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- 三 本研修課程の秩序を乱し、その他受講生としての本分に著しく反した者

第8章 受講料及び受講料の返還

(受講料)

第25条

受講料は別表に定めるとおりとする。

(受講料の返還)

第26条

既納の受講料及びその他の費用は一切返還しない。

第9章 補則

(学則の改廃)

第27条

この学則の改廃は教員会議の議を経て、学校長の承認を得るものとする。

第28条

この学則に定めるもののほか必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

この学則は、平成30年7月1日から施行する。